

役員報酬等の支給の基準に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人クマ財団（以下「当財団」という。）の定款第29条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、当財団の職務に常時従事している者をいう。なお、常勤役員は理事のみとし、監事は非常勤とする。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。非常勤役員のうち、理事は非常勤理事、監事は非常勤監事をいう。

(4) 報酬とは、給与、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、出張旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給及び上限額)

第3条 当財団は、常勤及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事には、月額表（別表1）に基づき報酬を支給することができる。

3 非常勤役員には、理事会に参加の都度、日当表（別表2）に基づき報酬を支給することができる。

4 理事の報酬の年間総額上限は25百万円以内とする。

5 監事の報酬の年間総額上限は3百万円以内とする。

6 報酬の支給は銀行振込又は現金支給により行うものとする。

(月額報酬額の決定)

第4条 当財団の各々の常勤理事の報酬月額は月額表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

2 当財団の各々の常勤監事の報酬月額は月額表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(費用)

第5条 当財団は、役員がその職務遂行に当たって負担した費用については実費を支払うことができる。

(改廃)

第6条 この規程の制定及び改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

当該規程は平成28年5月19日から施行する。

平成29年2月17日改定・施行

別表1 (常勤役員報酬の月額表)

理事長 (常勤) . . . 月額100万円以内

理事 (常勤) . . . 月額60万円以内

別表2 (非常勤役員報酬の日当表)

理事長 (非常勤) . . . 日当50,000円(税別)

理事 (非常勤) . . . 日当50,000円(税別)

監事 (非常勤) . . . 日当50,000円(税別)

評議員の報酬等の支給の基準に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人クマ財団（以下「当財団」という。）の定款第13条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 評議員は、非常勤とする。

(2) 報酬とは、給与、報酬、手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、出張旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当財団は、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員の報酬は、評議員会に参加の都度の日当50,000円(税別)とする。

3 当該報酬の支給は銀行振込又は現金支給により行うものとする。

(費用)

第4条 当財団は、評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については実費を支払うことができる。

(改廃)

第5条 この規程の制定及び改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

当該規程は平成28年5月19日から施行する。

平成30年2月17日改定・施行